

# 1 燃料消費量

燃料消費量は、以下により算出する。

運転1日当り燃料消費量＝運転1時間当り燃料消費量×運転時間（小数1位四捨五入）

運転1時間当り燃料消費量＝燃料消費率（雑品含む）×機関出力（作業船は小数2位四捨五入）  
（陸上機械は有効数字3位四捨五入）

なお、燃料消費率（雑品含む）および運転時間は、それぞれ「別表1」、「別表2」による。

# 2 供用日数

## 2-1 作業船および付属品等

作業船および船員の運転1日当り供用日数（M）は、船舶供用係数（ $\alpha$ ）、船員供用係数（ $\beta$ ）（「第2章 工事費の積算、第1節 直接工事費、2-5 供用日数の算定」を参照）とする。 $\alpha$ および $\beta$ の値は、当該施工海域の気象・海象条件等を考慮して設定する。なお、 $\beta$ は、船員の時間外割増手当および深夜割増手当を考慮した係数である。

## 2-2 機械器具等

機械器具等の運転1日当り供用日数（M）は、以下による。

$$M = \frac{\text{年間標準供用日数}}{\text{年間標準運転日数}} \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

なお、年間標準供用日数、年間標準運転日数は、「船舶および機械器具等の損料算定基準」による。

# 3 建設機械運転労務

## 3-1 適用職種

建設機械の運転・操作にかかわる職種区分は、下表のとおりとする。

職 種	適 用 建 設 機 械
運 転 手 (特 殊)	特殊免許、資格等を必要とする建設機械
運 転 手 (一 般)	上記以外で、公道を走行する建設機械

## 3-2 労務歩掛

機械運転1日当りの労務歩掛は、以下による。

$$\begin{aligned} \text{歩掛} &= \text{運転1時間当り労務歩掛} \times \text{標準運転時間} (T_2) \\ &= \frac{1}{T_1} \times T_2 \quad (\text{小数3位四捨五入}) \end{aligned}$$

(注) 1.  $T_1$  および  $T_2$  は運転日当り運転時間で、「船舶および機械器具等の損料算定基準」における年間標準運転時間および年間標準運転日数より算出する。（小数2位四捨五入）

なお、 $T_1$  は4～7時間について適用するものとし、 $T_1$  が4時間未満の場合は4時間を、7時間を超える場合は7時間を使用する。

2. 日当り施工歩掛に対する単価表の労務歩掛は指定事項となり、その運転労務数量による。

## 4 賃料を適用する機械器具

### 4-1 適用機種

- ・トラッククレーン
- ・ラフテレーンクレーン
- ・クローラクレーン（油圧駆動式）
- ・発動発電機
- ・空気圧縮機

## 5 職種の定義

潜水世話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。

職 種	定 義
潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの

## 6 供用係数適用に当たりの留意事項

県内全域係数ランク1を基準とする。

### 就業時間別の船員供用係数

#### 船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（1ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考
		就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間		
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55	

#### 船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（2ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考
		就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間		
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.62	

(注) 1. 就業時間別船員供用係数（β）の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

（小数3位四捨五入）

β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β<sub>0</sub>：就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。

1-5 標準歩掛

(1) 積算方法

1) 業務計画及び現地調査

1 業務あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
現地調査	1.0	1.0	1.0		

2) 積算資料作成

1 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
数量総括表及び数量計算書の作成		1.26	1.76	2.05	
積算資料作成	1.07	0.75	2.15	1.80	
データ入力			2.33	1.96	
合 計	1.07	2.01	6.24	5.81	

※工事に関する設計成果を基に監督員が指示する、工事予定価格又は、工事数量に合わせた数量総括表（数量計算書）及び工期設定のための工程を作成する。

3) 積算資料修正作業

1 工事あたり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
数量総括表及び数量計算書の作成		0.91	0.97	1.13	
積算資料作成	0.54	0.62	1.36	1.14	
データ入力			1.85	1.08	
合 計	0.54	1.53	4.18	3.35	

※地元調整等の事業の進捗により 2)で監督員が指示した、工事予定価格又は工事数量に合わせた数量総括表（数量計算書）を作成する。

4) 図面作成

1 工事当たり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
30枚以下		1.14	1.47	2.36	
30枚以上60枚以下		1.60	2.51	4.54	
60枚以上90枚以下		2.11	4.27	6.57	
90枚以上120枚以上		2.75	5.58	9.18	
120枚以上150枚以下		4.08	7.14	11.42	

注：150枚以上作成する場合は、見積りを徴収すること。

(2) 打合せ

1 業務当たり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
業務着手時	0.50			0.5	
中間打合せ	0.50			0.5	
成果物納入時	0.50				
合計	1.5			1.0	

備考1. 打合せには打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した時間を含むものとする。

3. 中間打合せは、1回を標準とする。